

# 公募要項

旭川医科大学病院(以下「本院」という。)では、本院利用者に対し、フロアマップ、診療案内等の本院に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報を配信することを計画しています。情報配信に伴い、支障のない範囲で民間企業等の広告も配信することにより、得られる広告収入で必要なデジタルサイネージの設置及び運営を行う事業者(以下「業務実施者」という。)を下記のとおり募集します。

## 1. 件名

旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運営業務

## 2. 設置場所

旭川医科大学病院内(旭川市緑が丘東2条1丁目1-1)

(1) 外来玄関ホール 1箇所

(2) 外来待合 3箇所

## 3. 業務期間

2019年6月1日から2025年3月31日まで(5年10ヶ月間)

## 4. 業務概要

(1) デジタルサイネージ機器の設置及び撤去

(2) デジタルサイネージの運用

(本院に関する情報等を配信するコンテンツの作成・管理等を含みます。)

(3) デジタルサイネージ機器の保守

(4) 広告の募集及び配信

(本院で定める「旭川医科大学病院に設置するデジタルサイネージの広告掲載基準」を遵守願います。)

## 5. 業務にかかる費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の経費(建物貸付料、光熱水費を含む)は業務実施者が負担することとします。

## 6. 応募資格

本公募に応募することのできる者は以下の条件を全て満たす者とし、12.に記載しているメールアドレスに電子メールにて2019年5月15日(水)まで受信するように様式1~4を添付してください。メールの件名を「(応募希望)旭川医科大学デジタルサイネージ」とし、本文に会社名、職名、氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を記載願います。

なお、応募資格の有無については電子メールにより2019年5月17日(金)に通知いたします。

- (1) デジタルサイネージ機器の設置実績が5つ以上あること。
- (2) 旭川医科大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

## 7. 仕様書等の配布

仕様書等は、以下のとおり書面またはメールにより配付します。

### (1) 配付方法

#### ① 書面による配付

##### 【配付場所】

旭川市緑が丘東2条1丁目1-1  
国立大学法人旭川医科大学管理棟1階  
施設課施設企画係

#### ② 電子メールによる配付

12.に記載しているメールアドレスに配付希望の連絡をお願いします。メールの件名を「(仕様書配付希望)旭川医科大学デジタルサイネージ」とし、本文に会社名、職名、氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を記載願います。

### (2) 配付期間

2019年5月7日(火)～2019年5月20日(月)の平日8時30分から17時まで  
(電子メールによる配付は、2019年5月20日の15時までに受信した連絡に対し配付します。)

## 8. 提案書等の提出

業務実施希望者は、提案書等仕様書で示す書類を以下のとおり提出願います。

### (1) 提出場所

〒078-8510  
旭川市緑が丘東2条1丁目1-1  
国立大学法人旭川医科大学 管理棟1階  
施設課施設企画係

### (2) 提出方法

持参、宅配便、配達記録郵便のいずれかの方法で提出する。また12.に記載しているメールアドレスに電子メールにより電子データ(PDF形式)提出する。ファイル容量が大きくなる場合は大容量ファイル転送サービス等を活用してもよい。

### (3) 留意事項

- ① 提案書等は、仕様書により作成願います。
- ② 提案書等の書類作成に要する費用は業務実施希望者の負担とします。
- ③ いったん受領した書類は返却しません。また、差替および再提出は認めません。

#### (4) 提出期限

2019年5月21日(火)の17時(提出場所に必着のこと)

### 9. 業務実施者の決定

業務実施希望者から提出のあった提案書等に基づき、業務実施者を決定いたします。

#### (1) 決定方法

応募資格を満たし、かつ仕様書で示す事項を満たす提案を行った者を事業実施者とします。なお、複数いる場合は仕様書で示す方法により事業実施者を決定します。

#### (2) 提案書等の確認期間

2019年5月22日(水)～2019年5月27日(月)

#### (3) 決定通知

提案書等の提出があった業務実施希望者に対し、2019年5月28日(火)までに結果を通知します。

### 10. 契約書の作成

決定した業務実施者と契約書を取り交わします。本院に提出のあった提案書についても契約に含まれるものとします。

### 11. 参考資料

1日平均外来患者数は1,557人(2017年度)です。ただし、利用を保証するものではありませんので、ご留意願います。

### 12. 本件に対する問い合わせ先

国立大学法人旭川医科大学

施設課施設企画係

電話 0166-68-2173 FAX 0166-68-2169

メール [sis-kikaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp](mailto:sis-kikaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp)

## デジタルサイネージ機器の納入実績

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学

学 長 吉 田 晃 敏 殿

住 所

法 人 等 名

代表者氏名

⑩

2019年5月7日付けで公募のありました「旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運営業務」にかかる応募資格について確認されたく、以下にデジタルサイネージ機器の納入実績の一覧を提出します。

番号	設置場所	外 観
1		
2		
3		
4		
5		

応募資格確認申請書

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学  
学 長 吉 田 晃 敏 殿

住 所  
法 人 等 名  
代 表 者 氏 名

⑨

2019年5月7日付で公募のありました「旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運営業務」に係る参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載した事項及び次の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

誓約事項

- (1) 国立大学法人旭川医科大学契約細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

以上

誓 約 書

私は、「旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運営業務」に係る応募申込みにあたり、公共機関等(国、地方公共団体、本学、独立行政法人等)において取引停止処分を受けていないこと及び過去2カ年(平成29～30年度)の間、私の責に帰すべき事由による契約辞退又は契約の解除の事実がないことを証明します。

なお、本誓約書に記載の内容に相違する事実が判明した場合には、契約を解約され、貴学に損害が生じた場合には、損害賠償を請求されることについて異議を申し立てません。

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学  
学 長 吉田 晃敏 殿

住 所  
法 人 等 名  
代 表 者 氏 名

⑩

## 宣 誓 書

当社又は当団体は、旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運營業務に係る申請にあたって下記事項について宣誓します。

また、旭川医科大学が暴力団排除に必要な場合には、北海道警察本部(旭川方面旭川東警察署)に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、旭川医科大学が発注する建設工事その他の事務又は事業における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 当社又は当団体の役員等は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に該当する者
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力又は関与していると認められる者
  - (5) (1)から(4)に該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
  - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知らず、当該契約を締結したと認められる者
- 2 1の各号に掲げる者は、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社又は当団体が旭川医科大学と行う契約等に関し、当社又は当団体が下請負者(下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。)を使用する場合は、当該下請負者が上記1に該当しないことを書面で確認します。
- 4 当社又は当団体が旭川医科大学と行う契約等に関し、当社若しくは当団体又は下請負者が暴力団員による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。
- 5 上記1～4に反する場合の契約の解除等、旭川医科大学が行う一切の措置について異議の申し立て、また、契約解除等によって生じた損害の賠償請求も行いません。

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏名(代表者)

Ⓜ